

A - 1 次に掲げるもののうち、アマチュア局の免許状に記載される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 電波の型式及び周波数    2 無線設備の設置場所    3 空中線電力    4 運用許容時間    5 空中線の構成

A - 2 無線局の予備免許を受けた者は、工事設計の変更のうち、総務省令で定める軽微な事項の変更を行う場合、どのようにしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 あらかじめ届け出て受理されてから変更する。
- 2 変更したとき遅滞なくその旨を届け出る。
- 3 あらかじめ許可を受けてから変更する。
- 4 工事落成後の検査の際、変更についての指示を待って届け出る。
- 5 変更した旨を工事落成後の検査の際に申し出る。

A - 3 無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どのようにしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、当該変更の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 2 無線設備の設置場所の変更後、総務大臣に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 新たな無線設備の設置場所において運用を再開する旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、電波法の規定によりその免許状をどのようにしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保管しておかななければならない。
- 2 無線従事者免許証とともに1年間保管しておかななければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 適当な時期に廃棄しなければならない。
- 5 1箇月以内に返納しなければならない。

A - 5 次の記述は、電波の質について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の □ A □、□ B □ 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A       | B        |
|---------|----------|
| 1 偏差及び幅 | 高調波の強度   |
| 2 偏差及び幅 | 空中線電力の偏差 |
| 3 偏差    | 空中線電力の偏差 |
| 4 幅     | 高調波の強度   |

A - 6 次の記述は、空中線等の保安施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備の空中線系には □ A □ を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、□ B □ を超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- | A           | B         |
|-------------|-----------|
| 1 避雷器       | 26.175MHz |
| 2 避雷器       | 30MHz     |
| 3 避雷器又は接地装置 | 26.175MHz |
| 4 避雷器又は接地装置 | 30MHz     |

A - 7 次の記述は、430MHz を超え 440MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備（基本周波数の平均電力が1ワット以下のもの及び多重通信路のものを除く。）のスプリアス発射の強度の許容値について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より □ A □ 低く、かつ、□ B □ 以下である値を許容値とする。

	A	B
1	40 デシベル	20 ミリワット
2	60 デシベル	10 ミリワット
3	60 デシベル	1 ミリワット
4	70 デシベル	1 ミリワット
5	70 デシベル	100 マイクロワット

A - 8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り □ A □ によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

移動するアマチュア局の送信装置は、實際上起こり得る □ B □ によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B
1	外囲の温度若しくは湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化
2	外囲の温度若しくは湿度の変化	振動又は衝撃
3	電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度若しくは湿度の変化
4	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
5	振動又は衝撃	電源電圧又は負荷の変化

A - 9 次の記述は、無線局の運用について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、□ A □ は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、□ B □ については、この限りでない。

の規定に違反して無線局を運用した者は、□ C □ に処する。

	A	B	C
1	識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2	識別信号、電波の型式及び周波数	非常通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3	電波の型式及び周波数	遭難通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4	電波の型式及び周波数	非常通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

A - 10 次の記述は、無線局がモールス無線電信による応答に際し、受信上特に必要があるときに送信する事項について無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

応答する場合において、受信上特に必要があるときは、自局の呼出符号の次に「□ A □」及び強度を表す数字又は「QRK」及び□ B □ を表す数字を送信するものとする。

	A	B
1	QSK	感度
2	QSK	明瞭度
3	QSI	混信の強さ
4	QSA	感度
5	QSA	明瞭度

A - 11 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どのようにしなければならないか、無線局運用規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

A - 12 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□A□を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は□B□のために行われる無線通信をいう。

- | A           | B        |
|-------------|----------|
| 1 電気通信業務の通信 | 電力の供給の確保 |
| 2 電気通信業務の通信 | 秩序の維持    |
| 3 有線通信      | 電力の供給の確保 |
| 4 有線通信      | 秩序の維持    |

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、無線局の発射する□A□が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその発射する□A□が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、□の規定により発射する□A□が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□B□しなければならない。

- | A       | B      |
|---------|--------|
| 1 電波の質  | の停止を解除 |
| 2 電波の質  | その旨を通知 |
| 3 電波の強度 | の停止を解除 |
| 4 電波の強度 | その旨を通知 |

A - 14 アマチュア局の免許人が不正な手段により電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を行わせたととき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分を下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許の取消し
- 2 運用許容時間の制限
- 3 電波の型式、周波数又は空中線電力の制限
- 4 6箇月以内の期間を定めた運用の停止

A - 15 次の記述は、免許人が届け出なければならない事項について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の無線設備□A□ときは、□B□、その旨を文書によって、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。

- | A                   | B         |
|---------------------|-----------|
| 1 の常置場所を変更しようとする    | あらかじめ     |
| 2 の常置場所を変更した        | できる限り速やかに |
| 3 を搭載した移動体を変更しようとする | あらかじめ     |
| 4 を搭載した移動体を変更した     | 遅滞なく      |

A - 16 アマチュア局の免許人に対する電波利用料の徴収等について、電波法の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して3箇月以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して3箇月以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、年額500円を国に納めなければならない。
- 2 無線局を廃止した場合は、前納した電波利用料の金額のうち、日割り計算により残余の免許の有効期間の日額分の額が還付される。
- 3 免許人は、無線局の免許の有効期間中に納めなければならない電波利用料の全額を前納することができる。
- 4 無線局の落成後の検査手数料を納付した者は、当該無線局の免許の日から始まる1年の期間については、電波利用料を納めることを要しない。

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 3,200kHz ~ 3,230kHz
- 2 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 3 3,500kHz ~ 3,900kHz
- 4 3,900kHz ~ 3,950kHz
- 5 3,960kHz ~ 4,000kHz

A - 18 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送が許される場合においても、その伝送は、□A□で行わなければならない。かつ、試験のための□B□の通報及び軽易で公衆電気通信業務によることが適当でない私的事項に限らなければならない。  
アマチュア局を□C□のために国際通信の伝送に使用することは、絶対に禁止する。  
及び□D□の規定は、関係国の□D□によって変更することができる。

- | A                  | B     | C      | D              |
|--------------------|-------|--------|----------------|
| 1 普通語              | データ   | 金銭上の利益 | アマチュア局相互間の協議   |
| 2 普通語              | 技術的性質 | 第三者    | 主管庁相互間の特別取決め   |
| 3 条約により認められた言語     | 技術的性質 | 金銭上の利益 | 主管庁相互間の協議      |
| 4 当該アマチュア局の属する国の言語 | データ   | 第三者    | アマチュア無線関係団体の協議 |

A - 19 次の記述は、アマチュア局の最大電力に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の最大電力は、通信士の技術上の資格及び□A□を考慮して、□B□が定める。

- | A          | B        |
|------------|----------|
| 1 電波の利用状況  | 国際電気通信連合 |
| 2 電波の利用状況  | 関係主管庁    |
| 3 その局の運用条件 | 国際電気通信連合 |
| 4 その局の運用条件 | 関係主管庁    |

A - 20 次の記述は、混信に対する措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、□A□を満足に行うため□B□電力で輻射する。

- | A       | B           |
|---------|-------------|
| 1 信号の識別 | 必要かつ十分な     |
| 2 信号の識別 | 必要な最小限の     |
| 3 業務    | 相手局が要求する程度の |
| 4 業務    | 必要な最小限の     |
| 5 混信対策  | 必要な最小限の     |

B - 1 次の掲げる用語の定義のうち、電波法の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- イ 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- エ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- オ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

B - 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電氣を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、これによらないことができる場合について、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう防護柵を設置した場合
- イ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
- ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合
- エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できる構造である場合
- オ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

B - 3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

□ア 法律に別段の定めがある場合を除くほか、□イ の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその □ウ 若しくは内容を □エ 、又はこれを □オ してはならない。

- |       |       |      |           |       |
|-------|-------|------|-----------|-------|
| 1 関係者 | 2 漏らし | 3 特定 | 4 他人の用に供  | 5 存在  |
| 6 何人も | 7 公表し | 8 窃用 | 9 無線従事者は、 | 10 一般 |

B - 4 次の記述は、受信設備に対する監督について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する □ア が □イ に □ウ 障害を与えるときは、その設備の □エ 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを □オ ことができる。

- |               |             |        |       |        |
|---------------|-------------|--------|-------|--------|
| 1 他の無線局の運用    | 2 他の無線設備の機能 | 3 利用者  | 4 電波  | 5 所有者  |
| 6 電波若しくは高周波電流 | 7 継続的かつ重大な  | 8 勧告する | 9 著しい | 10 命ずる |

B - 5 次の記述は、「有害な混信」の定義について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「有害な混信」とは、無線航行业務その他の □ア の機能を害し、又は □イ に従って行われる □ウ の運用を著しく低下させ、 □エ し、若しくは反復的に □オ する混信をいう。

- |          |          |        |      |       |
|----------|----------|--------|------|-------|
| 1 自国の法令  | 2 無線通信業務 | 3 この規則 | 4 制限 | 5 中断  |
| 6 電気通信業務 | 7 特別業務   | 8 安全業務 | 9 発生 | 10 妨害 |